

【参考】ISMAPクラウドサービスリストについて

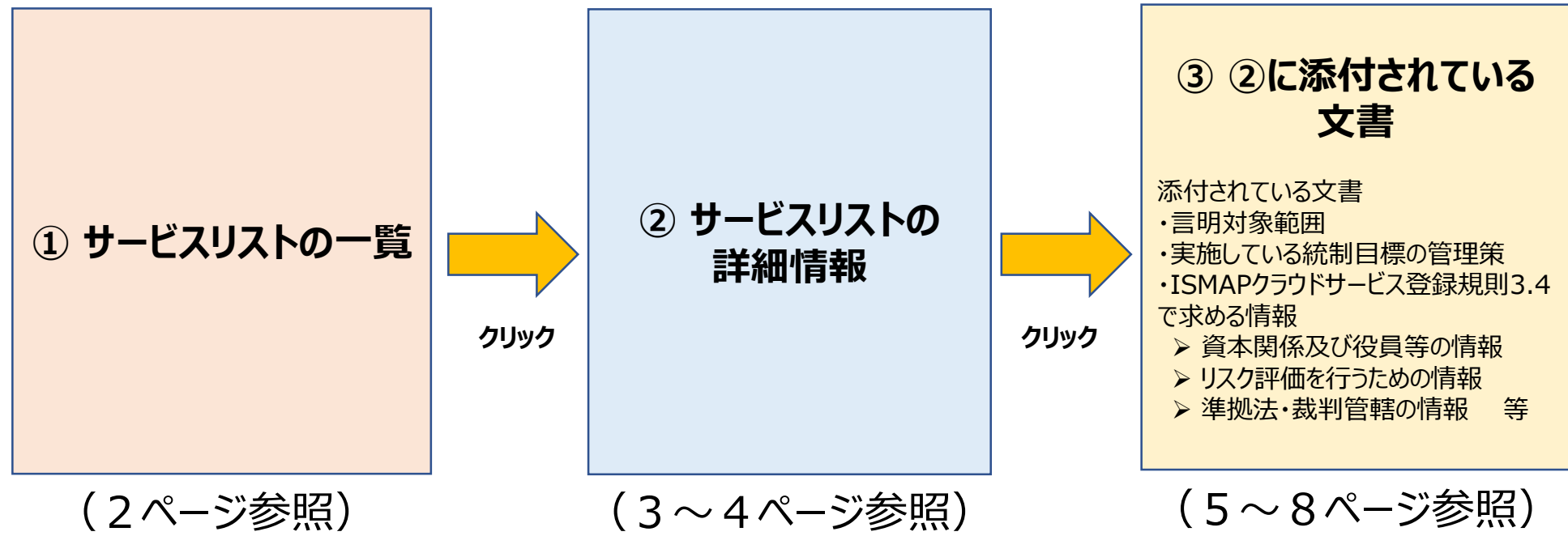
**令和4年2月22日（火）
内閣官房、デジタル庁、総務省、経済産業省**

1. ISMAPクラウドサービスリストについて

ISMAPクラウドサービスリストについて

- ISMAPにおいては、統一的なセキュリティ要求基準に基づき安全性が評価されたクラウドサービスを、**ISMAPクラウドサービスリスト（以下「サービスリスト」という。）に登録しISMAPポータルサイトにおいて公開**^注している。
- **各政府機関等がクラウドサービスを調達する際に必要となる情報を提供すべく**、ISMAPクラウドサービスリストに加え、ISMAPがクラウドサービス事業者より提供を受けた、**リージョン、実施している統制目標、準拠法・裁判管轄等の情報を、「詳細情報」として公開**している。

ポータルサイト内のサービスリストの確認方法



(注) ISMAPポータルサイト : <https://www.ismap.go.jp/>
ISMAPクラウドサービスリスト(ポータルサイト内) : https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list

① サービスリストの一覧について

ISMAP

ISMAPについて ▾ 監査機関の皆さま ▾ クラウドサービス事業者の皆さま ▾ システム調達の皆さま ▾ お問い合わせ FAQ ログイン

ホーム > クラウドサービスリスト

ISMAPクラウドサービスリスト

- ・本リストの各行をクリックすることで詳細情報が確認できます。
- ・本リストの内容は、登録者からの申請を受けて変更等されることがあります。

検索

| 登録番号 | クラウドサービスの名称 | クラウドサービス事業者の名称 | 法人番号 | クラウドサービス事業者の所在地 | 登録日 | 登録の更新期限 | 備考 |
|------------|--|---------------------------|---------------|--|------------|------------|---------------------------------------|
| C21-0001-2 | OpenCanvas(IaaS) | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | 9010601021385 | 東京都江東区豊洲3丁目3番3号 | 2021/03/12 | 2022/01/31 | |
| C21-0002-2 | FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud | 富士通株式会社 | 1020001071491 | 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 | 2021/03/12 | 2022/02/28 | |
| C21-0003-2 | Apigee Edge | Google LLC | 3700150072195 | 1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA | 2021/03/12 | 2022/04/09 | |
| C21-0004-2 | Google Cloud Platform | Google LLC | 3700150072195 | 1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA | 2021/03/12 | 2022/04/09 | |
| C21-0005-2 | Google Workspace | Google LLC | 3700150072195 | 1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA | 2021/03/12 | 2022/04/09 | |
| C21-0006-2 | Salesforce Services | 株式会社セールスフォース・ドットコム | 4010401076766 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 | 2021/03/12 | 2022/04/14 | |
| C21-0007-2 | Heroku Services | 株式会社セールスフォース・ドットコム | 4010401076766 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 | 2021/03/12 | 2022/04/14 | 2021/6/22 言明対象範囲(リージョン及びサービス)を変更 |
| C21-0008-2 | Amazon Web Services | Amazon Web Services, Inc. | | 410 Terry Avenue North Seattle, WA 98109-5210 | 2021/03/12 | 2022/03/31 | 2021/6/22 言明対象範囲(リージョン及びエッジロケーション)を変更 |
| C21-0009-2 | NEC Cloud IaaS | 日本電気株式会社 | 7010401022916 | 東京都港区芝5丁目7番1号 | 2021/03/12 | 2022/04/01 | |
| C21-0010-2 | KDDIクラウドプラットフォームサービス | KDDI株式会社 | 9011101031552 | 東京都新宿区西新宿2-3-2 | 2021/03/12 | 2022/04/18 | |
| C21-0011-2 | Oracle Cloud Infrastructure | Oracle Corporation | | 2300 Oracle Way, Austin, TX 78741, United States | 2021/06/22 | 2022/04/30 | |
| C21-0012-2 | Microsoft Azure, Dynamics 365, and Other Online Services | 日本マイクロソフト株式会社 | 2010401092245 | 東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー | 2021/06/22 | 2022/06/30 | |
| C21-0013-2 | Microsoft Office 365 | 日本マイクロソフト株式会社 | 2010401092245 | 東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー | 2021/06/22 | 2022/06/30 | |
| C21-0014-2 | エンタープライズクラウドサービス/エンタープライズクラウドサービス G2/フェデレーテッドポータルサービス | 株式会社日立製作所 | 7010001008844 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 | 2021/06/22 | 2022/06/30 | |

● 詳細情報

確認したいクラウドサービスの行をクリックすることで詳細情報が表示される。(詳細は3ページ参照)

② サービスリストの詳細情報について（1）（例 Open Canvas）

クラウドサービスリスト詳細

| | |
|---------------------------|---|
| 登録番号 | C21-0001-2 |
| クラウドサービスの名称 | OpenCanvas(laaS) |
| 当該クラウドサービスのホームページのURL | https://portal.opencanvas.net/jp/cloud/ |
| クラウドサービス事業者の名称 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ |
| 法人番号 | 9010601021385 |
| クラウドサービス事業者の所在地 | 東京都江東区豊洲3丁目3番3号 |
| 登録日 | 2021/03/12 |
| 登録の更新期限 | 2022/01/31 |
| 言明の対象範囲 | OpenCanvas (laaS)_言明対象範囲.pdf |
| 基本言明要件のうち実施している統制目標の管理策※1 | OpenCanvas (laaS)_基本言明要件のうち実施している統制目標の管理策.pdf |
| 監査対象期間※2 | 2020/09/30～2020/09/30 |
| 後発事象 | 対象期間後、IaaS サービスの選択肢として仮想化基盤環境の追加変更が発生しており、来期以降の情報セキュリティに係る内部統制に影響を与える可能性があります。 |

● **登録されたクラウドサービスの名称**
事業者毎ではなく、クラウドサービス毎に登録される。

● **法人番号**
日本法人の場合は法人番号が記載される。

● **登録日**
ISMAPPクラウドサービスリストに登録された日が記載される。

● **登録更新期限**
登録者は、監査対象期間の末日の翌日から1年4ヶ月後までに更新申請を行う。
当該申請に対する更新判断がISMAPP運営委員会でなされるまでは、直前の登録更新期限以降も引き続き有効であり、その際は、サービスリスト上、更新手続き中の旨表示する見込み。

● **言明の対象範囲**
添付書類において、当該クラウドサービスの言明書が対象とするサービス名、サービス概要や、リージョンの情報が記載される。**（詳細は5ページ参照）**

● **実施している統制目標の管理策**
添付書類において、実施している統制目標が記載される。**（詳細は6ページ参照）**

② サービスリストの詳細情報について (2) (例 Open Canvas)

改善計画書の有無^{※3}

無

● 改善計画書の有無

「有」の場合、監査機関による実施結果報告書において、管理策基準に軽微な発見事項が存在し、実施結果報告書の日付から2ヶ月以内に改善することが示された改善計画書が、クラウドサービス事業者から提出されていることを示す。

申請時点における申請者の資本関係及び役員等の情報

OpenCanvas(iaaS)_資本関係及び役員等の情報.pdf

リスク評価を行うために必要な情報^{※4}

OpenCanvas(iaaS)_ISMAPクラウドサービス登録規則3.4(2)に定める情報の提供について.pdf

契約に定める準拠法・裁判管轄に関する情報

OpenCanvas(iaaS)_準拠法・裁判管轄に関する情報.pdf

ペネトレーションテストや脆弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報

OpenCanvas(iaaS)_ISMAPクラウドサービス登録規則3.4(4)に定める情報の提供について.pdf

クラウドサービスの登録に係る特記事項

特になし

● ISMAPクラウドサービス登録規則3.4において要求する事項^注

添付書類において、リスク評価を行うための情報・準拠法・裁判管轄・ペネトレーションテスト等の情報が記載される。(詳細は7ページ～8ページ参照)

備考

※ 全ての統制目標としての管理策について、原則として実施しなければなりません。クラウドサービス事業者は自身の提供するサービスと照らし、合理的な適用が不可能な統制目標としての管理策については、対象外とすることができます。

1 なお、対象外とした統制目標としての管理策は、斜線を引いています。

※ 監査が整備状況評価のみにより行われている場合、監査基準日が記載されています。

2

※ 実施結果報告書において管理策基準に軽微な発見事項が存在し、当該発見事項に係る統制が実施結果報告書の日付から2ヶ月以内に改善することが示された改善計画書がクラウドサービス事業者から提出されている場合、「有」と記載されています。

3

※ リスク評価を行うために必要な情報とはISMAPクラウドサービス登録規則3.4(2)に規定する「クラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用され、調達府省庁等が意図しないまま当該調達府省庁等の管理する情報にアクセス又は処理されるリスクについて、制度運営委員会及び当該省庁等がリスク評価を行うために必要な情報」を指します。

● 特記事項

特段の事項がある場合記載される。

③ 詳細情報の添付文書（言明対象範囲）（例 Open Canvas）

OpenCanvas (IaaS) 言明対象範囲

本言明書の対象となるクラウドサービスには、以下のサービスが含まれる。

| サービス名 | 概要 | 補足説明 |
|-----------------|--|-------------------------------|
| コンピュータ | 仮想サーバで使用するための CPU、メモリリソースの提供 | |
| ストレージ | 仮想サーバで利用するためのストレージを提供 | |
| ネットワーク | NTP、DNS、SSL-VPN などの各種ネットワークサービスやインターネット、Connecure 等のネットワーク接続の提供 | |
| セキュリティ | ファイアウォール、IPS、WAF、ウイルス対策等のセキュリティ機能や、OpenCanvas がライセンス提供する OS やアプリケーションの更新プログラムやセキュリティパッチの提供 | |
| ソフトウェア | OS のライセンス提供や統合運用管理ソフトの機能を提供 | ライセンス提供した OS の管理は利用者の責任範囲となる。 |
| セルフサービスプロビジョニング | OpenCanvas が用意したリソース (CPU、ストレージ、メモリなど) のプロビジョニングを委託会社自身で実施できるサービスの提供 | |

● 対象となるクラウドサービス

クラウドサービスに対する統制が同じ場合、サービスリストでは一括して一つのサービスとして登録される。

対象となるクラウドサービスの詳細は、本欄を参照すること。

● 言明されたリージョン

リージョンとは、クラウドサービスを提供する情報処理設備を収容するデータセンターが設置されている独立した地域。

特記事項等に特段の記載がなければ、ユーザーはリージョンごとに選択が可能。

本言明書の対象となるクラウドサービスにおいて、ユーザが選択できるリージョンは以下である。

・東日本リージョン (東京都港区)

・西日本リージョン (大阪府北区)

③ 詳細情報の添付文書（統制目標の管理策）（例 Open Canvas）

OpenCanvas (IaaS) 基本言明要件のうち実施している統制目標の管理策

| 統制目標番号 | 統制目標番号 | 統制目標番号 | 統制目標番号 | 統制目標番号 | 統制目標番号 | 統制目標番号 |
|---------|-------------------|-------------------|----------|----------|--------|--------|
| 3.1.2 | 3.1.3 | 3.1.4 | 3.1.5 | 3.1.6 | | |
| 4.4.1 | 4.4.2 | 4.4.3 | 4.4.4 | 4.4.5 | 4.4.6 | 4.4.7 |
| 4.4.8 | 4.5.1 | 4.5.2 | 4.5.3 | 4.5.4 | 4.5.5 | 4.6.1 |
| 4.6.2 | 4.6.3 | 4.7.1 | 4.8.1 | 4.8.2 | 4.9.1 | 4.9.2 |
| 5.1.1 | 5.1.2 | | | | | |
| 6.1.1 | 6.1.2 | 6.1.3 | 6.1.4 | 6.1.5 | 6.2.1 | 6.2.2 |
| 6.3.1.P | | | | | | |
| 7.1.1 | 7.1.2 | 7.2.1 | 7.2.2 | 7.2.3 | 7.3.1 | |
| 8.1.1 | 8.1.2 | 8.1.3 | 8.1.4 | 8.1.5.P | 8.2.1 | 8.2.2 |
| 8.2.3 | 8.3.1 | 8.3.2 | 8.3.3 | | | |
| 9.1.1 | 9.1.2 | 9.2.1 | 9.2.2 | 9.2.3 | 9.2.4 | 9.2.5 |
| 9.2.6 | 9.3.1 | 9.4.1 | 9.4.2 | 9.4.3 | 9.4.4 | 9.4.5 |
| 9.5.1.P | 9.5.2.P | | | | | |
| 10.1.1 | 10.1.2 | | | | | |
| 11.1.1 | 11.1.2 | 11.1.3 | 11.1.4 | 11.1.5 | 11.1.6 | 11.2.1 |
| 11.2.2 | 11.2.3 | 11.2.4 | 11.2.5 | 11.2.6 | 11.2.7 | 11.2.8 |
| 11.2.9 | | | | | | |
| 12.1.1 | 12.1.2 | 12.1.3 | 12.1.4 | 12.1.5.P | 12.2.1 | 12.3.1 |
| 12.4.1 | 12.4.2 | 12.4.3 | 12.4.4 | 12.4.5.P | 12.5.1 | 12.6.1 |
| 12.6.2 | 12.7.1 | | | | | |
| 13.1.1 | 13.1.2 | 13.1.3 | 13.1.4.P | 13.2.1 | 13.2.2 | 13.2.3 |
| 13.2.4 | | | | | | |
| 14.1.1 | 14.1.2 | 14.1.3 | 14.2.1 | 14.2.2 | 14.2.3 | 14.2.4 |
| 14.2.5 | 14.2.6 | 14.2.7 | 14.2.8 | 14.2.9 | 14.3.1 | |
| 15.1.1 | 15.1.2 | 15.1.3 | 15.2.1 | 15.2.2 | | |
| 16.1.1 | 16.1.2 | 16.1.3 | 16.1.4 | 16.1.5 | 16.1.6 | 16.1.7 |
| 17.1.1 | 17.1.2 | 17.1.3 | 17.2.1 | | | |
| 18.1.1 | 18.1.2 | 18.1.3 | 18.1.4 | 18.1.5 | 18.2.1 | 18.2.2 |
| 18.2.3 | | | | | | |

● 実施している統制目標の管理策

ISMAPが国際規格や統一基準等を踏まえ策定したISMAP管理基準には、統制目標（3桁管理策）と、それを達成するための手段（4桁管理策）があり、本欄においては、統制目標の言明状況を記載している。

● 対象外としている統制目標の管理策

斜線については、対象外としている管理策である。
ISMAPは、クラウド事業者に対し、調達府省庁等の求めに応じて言明書の詳細を提出することを求めており、詳細について必要な場合はクラウド事業者に対して問い合わせを行うこと。

③ 詳細情報の添付文書（資本関係及び役員等の情報）（例 Open Canvas）

様式3別添4

資本関係及び役員等の情報

2020年 11月 9日

当社（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）が申請したクラウドサービスについて、ISM&P クラウドサービス登録規則 3.4(1)に基づき、申請時点における資本関係及び役員等の情報を下記の通り提供します。

記

1 資本関係及び役員等の情報：

資本関係の情報として、弊社の有価証券報告書（P.7～P.11）を添付致します。
申請日時点での役員情報は下表の通りです。

| 役職名 | 氏名（フリガナ） | 生年月日 | 性別 | 国籍 |
|----------------------|----------------------------------|-------------|----|------|
| 代表取締役社長 | 本間 洋(ホンマ ヨウ) | 昭和31年5月8日 | 男 | 日本 |
| 代表取締役副社長執行役員 | 山口 重樹(ヤマグチ シゲキ) | 昭和36年8月14日 | 男 | 日本 |
| 代表取締役副社長執行役員 | 藤原 達(フジワラ トオシ) | 昭和36年6月5日 | 男 | 日本 |
| 代表取締役副社長執行役員 | 西畑 一宏(ニシハタ カスヒロ) | 昭和32年3月16日 | 男 | 日本 |
| 取締役常務執行役員 | 松永 恒(マツナガ ヒサシ) | 昭和37年6月26日 | 男 | 日本 |
| 取締役常務執行役員 | 鈴木 正範(スズキ マサノリ) | 昭和40年11月15日 | 男 | 日本 |
| 取締役 | 平野 英治(ヒラノ エイジ) | 昭和25年9月15日 | 男 | 日本 |
| 取締役 | 藤井 眞理子(フジイ マリコ) | 昭和30年3月9日 | 女 | 日本 |
| 取締役 | Patrizio Mapelli (ハトリチオ マペッリ) | 昭和30年3月17日 | 男 | イタリア |
| 取締役 | 有本 武司(アリモト タケシ) | 昭和44年7月20日 | 男 | 日本 |
| 取締役 | 池 史彦(イケ フミヒコ) | 昭和27年5月26日 | 男 | 日本 |
| 監査等委員である取締役 | 山口 徹朗(ヤマグチ テロウ) | 昭和31年1月22日 | 男 | 日本 |
| 監査等委員である取締役 | 小畑 哲哉(オハタ テツヤ) | 昭和32年7月31日 | 男 | 日本 |
| 監査等委員である取締役 | 桜田 桂(サクラダ ケイ) | 昭和33年2月24日 | 男 | 日本 |
| 監査等委員である取締役 (非常勤) | 鎌田 りえ子(カマタ リエコ) | 昭和31年11月28日 | 女 | 日本 |

4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金又は 出資金 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有 又は被所有割合 (%) | 関係内容 | 備考 |
|-----------------|---------|----------------|--|--------------------------|---|----|
| (親会社) | | | | | | |
| 日本電信電話株 | 東京都千代田区 | 百万円 937,960 | 基盤的研究開発及び 同社グループ会社への 助言、あつせん等 | 被所有 54.2 (54.2) | 当社は同社と基盤的研究開発及びグループ経営運営の役割に係る取引があります。 役員の兼任：0名 | ※1 |
| NTT株 | 東京都千代田区 | 百万円 600,000 | NTTグループにおける グローバル事業のガ バナンス及び戦略策 定、業務推進等 | 被所有 54.2 | 当社は同社とグローバルビジネスの推進における便益提供に係る取引があります。 役員の兼任：1名 | |
| (連結子会社) | | | | | | |
| (公共・社会基盤) | | | | | | |
| 開NTTデータ・アイ | 東京都新宿区 | 百万円 100 | システム設計・開発 | 所有 100.0 | 同社はシステム設計・開発サービスを提供しています。 役員の兼任：0名 | |
| 開エヌ・ティ・ティ・データ九州 | 福岡県福岡市 | 百万円 100 | システム設計・開発 | 所有 100.0 | 同社はシステム設計・開発サービスを提供しています。 役員の兼任：0名 | |
| | | | | | 同社はシステム設計・開発サービスを提供しています。 | |

● 資本関係及び役員等の情報

統一基準において、管理体制等の確認を求めている。

※令和3年度版統一基準群：遵守事項4.1.1(2)(b)(ウ)(エ)

| 名称 | 住所 | 資本金又は 出資金 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有 又は被所有割合 (%) | 関係内容 | 備考 |
|---------------------------------|----------------|--------------------------|---------------|--------------------------|---------------------------------------|----|
| NTT DATA EUROPE GmbH & CO. KG | ドイツ ビエルフェルト | 千ユーロ 444,410 | 海外SAP事業子会社の統括 | 所有 100.0 (5.0) | 役員は兼任：0名 同社は海外SAP事業子会社を統括しています。 | ※3 |
| (その他) | | | | | | |
| エヌ・ティ・ティ・データ・マネジメント・サービス株 | 東京都江東区 | 百万円 100 | 各種事務代行業務 | 所有 70.0 | 同社は各種事務代行サービスを提供しています。 役員の兼任：0名 | |
| エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株 | 東京都中央区 | 百万円 100 | システム設計・開発 | 所有 100.0 | 同社はシステム設計・開発サービスを提供しています。 役員の兼任：0名 | |
| NTT DATA ASIA PACIFIC PTE. LTD. | シンガポール | 千シンガポ ールドル 341,949 | APAC事業子会社の統括 | 所有 100.0 | 同社はAPAC事業子会社を統括しています。 役員の兼任：0名 | ※3 |
| 恩機機データ(中国)投資 有限公司 | 中国 北京市 | 千人民元 443,766 | 中国事業子会社の統括 | 所有 100.0 | 同社は中国事業子会社を統括しています。 役員の兼任：0名 | |
| その他274社 (特分法適用関連会社) 全46社 | — | — | — | — | — | |

- (注) 1 ※1の会社は、有価証券報告書を提出しています。
2 ※2の会社は、当連結会計年度から重要な子会社となった会社です。
3 ※3の会社は、当社の特定子会社です。
4 議決権所有割合の（内数）は、間接所有です。
5 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
6 NTT Data International L.L.C.については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えていますが、当連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む）の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しています。

③ 詳細情報の添付文書（リスク評価を行うための情報、準拠法・裁判管轄、ペネトレーションテスト等の情報）（例 Open Canvas）

統一基準において、国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価して委託先を選定し、契約に定める準拠法・裁判管轄を指定することを求めている。

※令和3年度版統一基準群：遵守事項4.2.1(2)(b)

※ISMAP管理基準：15.1.1.16.B

様式3別添2

準拠法・裁判管轄に関する情報

様式3別添5

ISMAPクラウドサービス登録規則3.4(2)に定める情報の提供について

2020年 11月 9日

当社（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）が申請したクラウドサービスについて、ISMAPクラウドサービス登録規則3.4(2)に基づき、クラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用され、調達府省庁等が意図しないまま当該調達府省庁等の管理する情報にアクセスされ又は処理されるリスクについて、ISMAP運営委員会及び当該省庁等がリスク評価を行うために必要な情報を下記の通り提供します。

当社（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）が申請したクラウドサービスについて、ISMAPクラウドサービス登録規則3.4(3)に基づき、契約に定める準拠法・裁判管轄に関する情報を下記の通り提供します。

記

1 契約に定める準拠法・裁判管轄に関する情報：

OpenCanvas (IaaS) サービスの利用においては日本法のみを準拠法とし、本サービス利用に関する紛争については東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とすることを「OpenCanvas サービス利用規約」にて規定し、クラウドサービス利用者と合意しております。

統一基準において、脆弱性対策（ペネトレーションテスト等）の実施内容の確認することを求めている。

※令和3年度版統一基準群：遵守事項4.2.1(2)(b)

※ISMAP管理基準：12.6.1.18.PB

ISMAPクラウドサービス登録規則3.4(4)に定める情報の提供について

様式3別添3

2020年 11月 9日

1 ISMAPクラウドサービス登録規則

OpenCanvas (IaaS) では国内データセンターのネットワークを介してサービスを提供しており、その仕様は「【OpenCanvas】サービス仕様書_IaaS サービス編」に記載してクラウドサービス利用者に提示しております。

国内データセンターは東日本リージョン（東京都港区）と西日本リージョン（大阪府北区）における弊社所有のビルを利用しております。

国内外含め、OpenCanvas (IaaS) のサービス提供にあたって他社の提供するクラウドサービスは利用されておられません。

また、クラウドサービスの開発・維持運用要員に対しては「様式1_言明書_別添」に記載するアクセス制御や情報記録媒体の持ち出し制限（全て施設内で破壊処理）等の管理策により、外部への情報持ち出しは厳しく制限されております。

開発・維持運用要員の事務作業環境においても、弊社共通のシンクライアント環境（サーバは東京都及び大阪府）により情報の持ち出しが厳しく制限されております。

これらを踏まえ、クラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用され、調達府省庁等が意図しないまま当該調達府省庁等の管理する情報にアクセスされ又は処理されるリスクは軽減されていると考えております。

当社（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）が申請したクラウドサービスについて、ISMAPクラウドサービス登録規則3.4(4)に基づき、ペネトレーションテストや脆弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報を下記の通り提供します。

記

1 ISMAPクラウドサービス登録規則3.4(4)に定める情報：

クラウドサービス事業者としては、開発計画ごとにセキュリティ技術を専門とする弊社グループ会社によるペネトレーションテストを実施しており、ISMAPにおいても監査の対象として確認されております。また、ペネトレーションテストの実施結果はクラウドサービス利用者及び機密保持契約締結後のサービス利用見込者からの要望に基づいて提供可能です。

また、クラウドサービス利用者によるペネトレーションテスト等のセキュリティ診断に関しましては、ご利用者の任意とさせていただきますが、当該セキュリティ診断がサービス利用規約の禁止行為事項（*1）に抵触しないことを確認するとともに、弊社監視システムがサイバー攻撃と誤認しないよう慎重に準備する必要があるため、実施に際しては、利用者に事前に実施内容を確認・調整させていただいております。

*1 OpenCanvas サービス利用規約 第44条 (3) (6) (11) 該当

④ その他（利用者による暗号鍵管理に関する管理策）

- クラウドサービス事業者が、利用者による暗号鍵管理に関する管理策を例外的に選択しなかった場合、これらの詳細管理策が選択されていないことをサービスリストの特記事項として表示している。

○利用者による暗号鍵管理に関する管理策

- 8.1.2.7.PB及び10.1.2.20.PBは、以下を目的とする管理策である。
 1. CSP内部からの不正アクセスの防止
 2. 暗号化消去（もとのデータを暗号化した後、暗号鍵を消去し、元のデータの復号を不可能とする方法）の実現
- 8.1.2.7.PB及び10.1.2.20.PBを採用しないクラウドサービスにおいては以下の対応となる。
 - ・ CSP内部からの不正アクセス防止については、①6.1.2（権限分離）、②7.2.1（従業員・契約相手へのセキュリティ）及び③9.2.3（特権的アクセス権の制限）を適切に実施することで、代替策とする。
 - ・ 暗号化消去については、利用者が暗号鍵機能を利用できないため、クラウドサービス事業者において最終的に消去（※）することとなる。
(※)8.1.5.P(クラウドサービス利用の合意終了時における利用者資産の除去等)において、契約終了時に時期を失せず消去することを求めている。
- このため、当該クラウドサービスを利用するに際しては、取り扱うデータの機密性等を慎重に判断する必要がある。

○サービスリストの記載箇所（例 Apigee Edge）

| | |
|---|--|
| 法人番号 | 3700150072195 |
| クラウドサービス事業者の所在地 | 1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA |
| 登録日 | 2021/03/12 |
| 登録の更新期限 | 2022/04/09 |
| 言明の対象範囲 | Apigee Edge_言明対象範囲.pdf |
| 基本言明要件のうち実施している統制目標の管理策 ^{*1} | Apigee Edge_基本言明要件のうち実施している統制目標の管理策.pdf |
| 監査対象期間 ^{*2} | 2020/12/09~2020/12/09 |
| 後発事象 | 該当なし |
| 改善計画書の有無 ^{*3} | 無 |
| 申請時点における申請者の資本関係及び役員等の情報 | Apigee Edge_資本関係及び役員等の情報.pdf |
| リスク評価を行うために必要な情報 ^{*4} | Apigee Edge_ISMAPクラウドサービス登録規則3.4(2)に定める情報の提供について.pdf |
| 契約に定める準拠法・裁判管轄に関する情報 | Apigee Edge_準拠法・裁判管轄に関する情報.pdf |
| ペネトレーションテストや脆弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報 | Apigee Edge_ISMAPクラウドサービス登録規則3.4(4)に定める情報の提供について.pdf |
| クラウドサービスの登録に係る特記事項 | 利用者による暗号鍵管理に関する管理策(8.1.2.7.PB及び10.1.2.20.PB)は非採用 |

④その他（クラウドサービス調達時のデータ保存場所の考え方について（1/3））

- 各政府機関等がクラウドサービスの調達を行う場合は、ISMAPの原則利用により、信頼できるサービスの利用を行之つつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」を踏まえ、利用者自らが情報セキュリティに係るリスクを適切に把握した上で、利用者データの保存場所の検討を行うことが必要である。

政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針（令和3年9月10日 デジタル社会推進会議幹事会決定）

3.3 Step1:SaaS（パブリック・クラウド）の利用検討と利用方針

1) クラウドサービスの選定

- (4) クラウドサービスに保存される利用者データの可用性の観点から、我が国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターと我が国に裁判管轄権があるクラウドサービスを採用候補とするものとする。ただし、データの保存性、災害対策等からバックアップ用のデータセンターが海外にあることが望ましい場合、又は争訟リスク等を踏まえ海外にあることが特に問題ないと認められる場合はこの限りではない。

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和3年7月7日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）

4.2 外部サービスの利用

4.2.1 要機密情報を取り扱う場合

遵守事項

(3) 外部サービスの選定（クラウドサービス以外の場合※）

- (e) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの利用を通じて機関等が取り扱う情報に対して国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価して外部サービス提供者を選定し、必要に応じて機関等の情報が取り扱われる場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を選定条件に含めること。

※ クラウドサービスの場合も、外部サービス提供者を選定する際に「業務に特有のリスクが存在する場合には、必要な情報セキュリティ対策を外部サービス提供者の選定条件に含めること。」と求めており、リスク評価を行った上でクラウドサービス以外の場合と同様に機関等の情報が取り扱われる場所等を選定条件に含める必要がある。

④その他（クラウドサービス調達時のデータ保存場所の考え方について（2/3））

※本記述の内容は、
令和4年4月1日施行

個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド（令和4年2月 個人情報保護委員会事務局公表）

4-3 安全管理措置等

4-3-1-1 行政機関の長等が講ずべき安全管理措置（法第66条第1項）

(3) 委託先の監督

なお、近年、行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合がありますが、**当該クラウドサービス上で取り扱う情報が保有個人情報に該当する場合**（3-2-3（1）（「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」）を参照のこと。）には、**行政機関等は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。**

特に、当該民間事業者が外国にある事業者の場合（※）や当該民間事業者が国内にある事業者であっても外国に所在するサーバに保有個人情報が保存される場合においては、当該保有個人情報は外国において取り扱われることとなるため、**当該外国（クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国）の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない**（4-8（（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針）のうち4-8-5（保有個人情報の取扱い）（10）を参照のこと。）。

（※）日本国内に所在するサーバに個人情報が保存される場合も含む。

（個人情報保護委員会事務局補足）

注1）独立行政法人等のうち個人情報保護法別表第2に掲げる法人（国立研究開発法人等）及び指定法人（サイバーセキュリティ基本法第13条に定めるものをいう。以下同じ。）の一部（※）については、個人情報保護法上、民間部門の規律の適用を受けるため、上記事務対応ガイドの記述は直接妥当しない。これらの法人がクラウドサービスを利用して個人データを取り扱う場合において、当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、これらの法人は自ら果たすべき安全管理措置の一環として、外的環境の把握等の適切な安全管理措置を講じる必要がある（同法第23条、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A（Q5-33、Q10-24））。また、指定法人の一部（※）については、保有個人データに関する事項として、外的環境の把握等の安全管理措置の内容を公表等する必要があり（法第32条第1項第4号、政令第10条第1号）。詳細は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）等を参照のこと。

（※）指定法人のうち日本私立学校振興・共済事業団及び日本年金機構を除く法人。なお、日本私立学校振興・共済事業団及び日本年金機構は、「独立行政法人等」（個人情報保護法第2条第9項）として、行政機関と同様、公的部門の規律の適用を受ける。

注2）行政機関、独立行政法人等（個人情報保護法別表第2に掲げる法人（国立研究開発法人等）含む。）及び指定法人におけるクラウドサービスの利用による個人データや保有個人情報の取扱いが、当該クラウドサービス提供事業者への個人データや保有個人情報の提供に該当する場合には、本人同意の事前取得（個人情報保護法第27条）や利用目的による制限（第69条）、外国にある第三者への個人データや保有個人情報の提供に該当する場合には、同意取得時における外国の個人情報保護制度等に関する情報提供等の義務が生じ得る（個人情報保護法第27条、第28条、第70条又は第71条等）点に留意が必要である。また、当該クラウドサービス事業者への個人情報や個人データの取扱いの委託に該当する場合には、委託先の監督や委託先における安全管理措置等の義務が生じ得る（個人情報保護法第25条、第66条等）点に留意が必要である。詳細は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（行政機関等編）等を参照のこと。

④その他（クラウドサービス調達時のデータ保存場所の考え方について（3/3））

【参考】ISMAPクラウドサービスリストに掲載し、各政府機関等に提供する情報（ISMAPクラウドサービス登録規則（抜粋））

3.4 申請者は、言明書に記載の内容に加えて以下の情報を ISMAP 運営委員会に提供しなければならない。

(1) 申請時点における申請者の資本関係及び役員等の情報

(2) クラウドサービスで**取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用され、調達府省庁等が意図しないまま当該調達府省庁等の管理する情報にアクセスされ又は処理されるリスクについて、ISMAP 運営委員会及び当該省庁等がリスク評価を行うために必要な情報**

(3) 契約に定める準拠法・裁判管轄に関する情報

(4) ペネトレーションテストや脆弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報

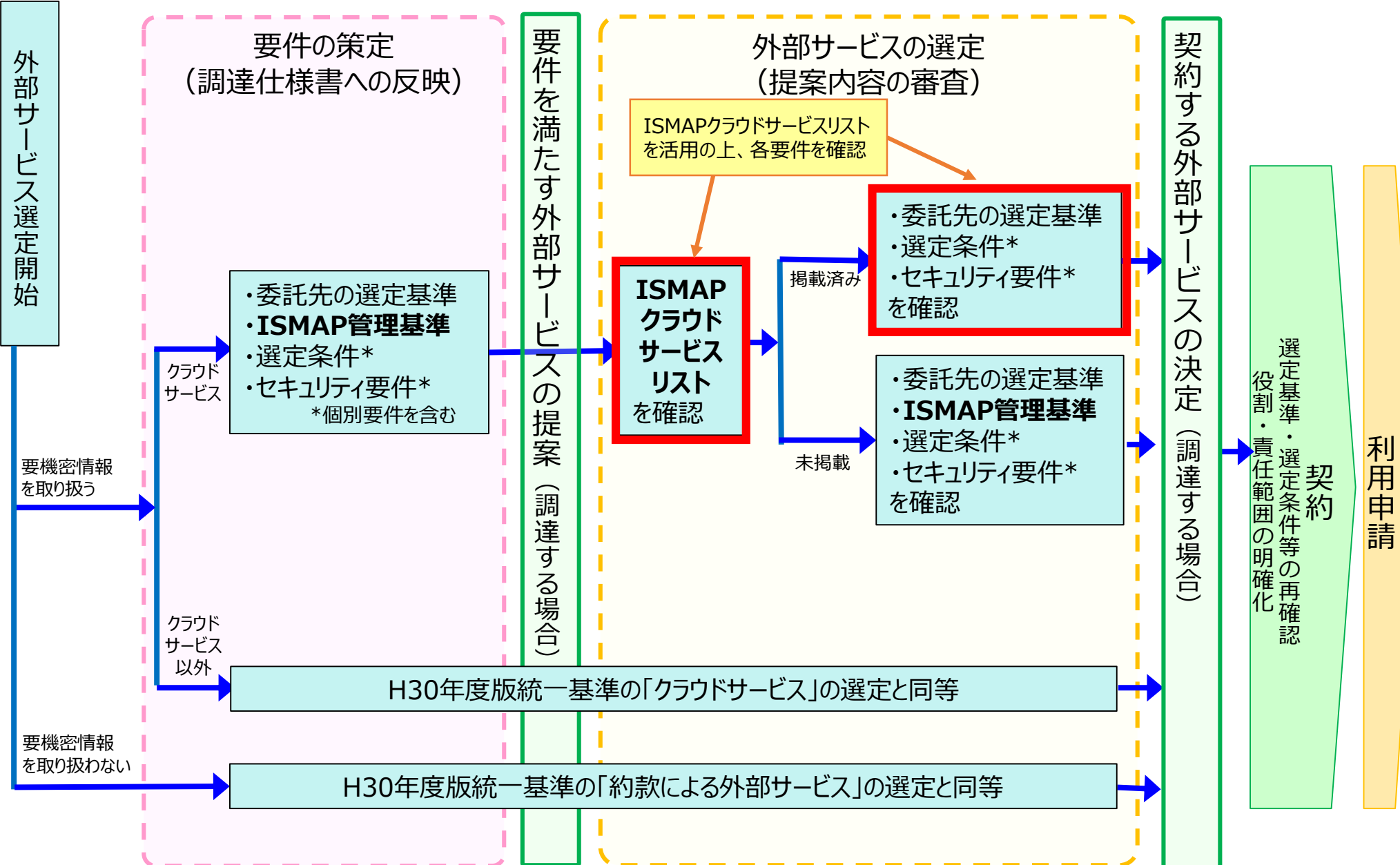
7.5 ISMAP クラウドサービスリストには、以下の項目を掲載する。

(6) 言明の対象範囲※（※ユーザーが選択できるリージョンの記載を含む）

(11) 3.4 において提供する情報

2. ISMAPと統一基準との関係について

令和3年度版統一基準群に基づくクラウドサービス等の選定の流れ



ISM MAPの規程類と統一基準との関係について

● ISMAPの規程類の全体像と令和3年度版統一基準群との関係は以下のとおり。

● **ISM MAPクラウドサービス登録規則**
ISM MAP管理基準で求めるセキュリティ基準以外の、ISM MAPがクラウド事業者に対し提供を求める情報（準拠法・裁判管轄等）を規定。

● **ISM MAP管理基準（赤枠内の基準）**

ISM MAP管理基準は、クラウドサービス事業者がISM MAPへ登録申請を行う上で実施すべきセキュリティ対策の一覧として策定されており、第三者である監査機関が監査する際の前提として用いる基準である。

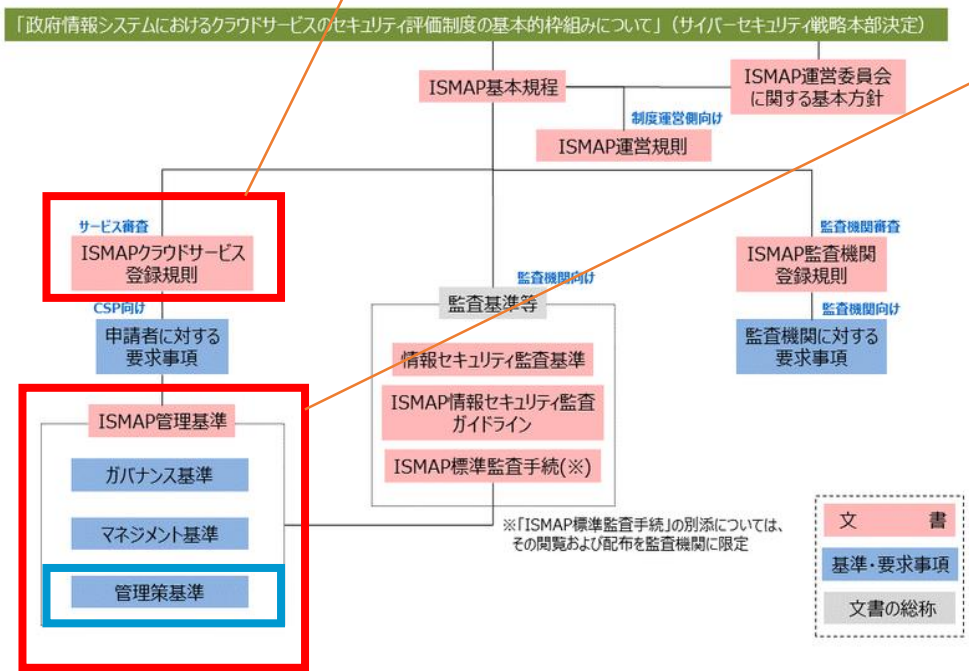
ISM MAP管理基準の構成は、①**経営層が実施すべき事項を定めたガバナンス基準**、②**管理者が実施すべき事項を定めたマネジメント基準**、③**業務実施者が実施すべき個別のセキュリティ対策を定めた管理策基準（青枠内の基準）**で構成される。

そのうち、①②の**ガバナンス基準、マネジメント基準は、原則として、全ての基準を基本言明要件として実施しなければならない。**

一方、③**管理策基準は、3桁で表示される統制目標と、統制目標を達成するための選択肢である4桁の詳細管理策で構成される。**加えて、詳細管理策のうち、単なる選択肢ではなく、**それ自体が基本言明要件である管理策については「管理策番号.B」又は「管理策番号.PB」と表示している。**

制度規程等

ISM MAPに関する規程等



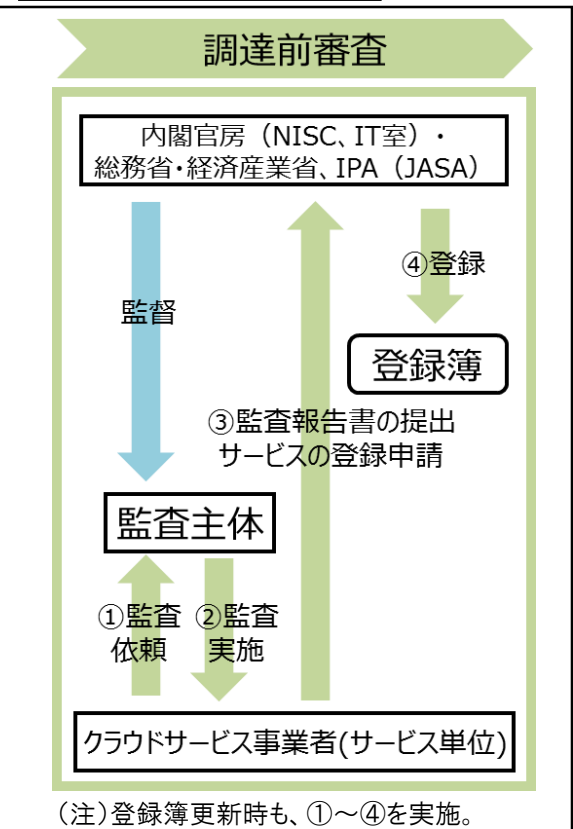
● **令和3年度版統一基準群との関係（13ページの赤枠部分）**

- 基本対策事項4.2.1(1)-1抜粋
クラウドサービス選定における**外部サービス提供者の選定基準**は、**ISM MAPの管理基準**に従い策定すること。
- 基本対策事項4.2.1(2)-1抜粋
クラウドサービスの**セキュリティ要件策定**に当たっては、ISM MAP管理基準の**管理策基準**が求める対策と同等以上の水準を求めること。

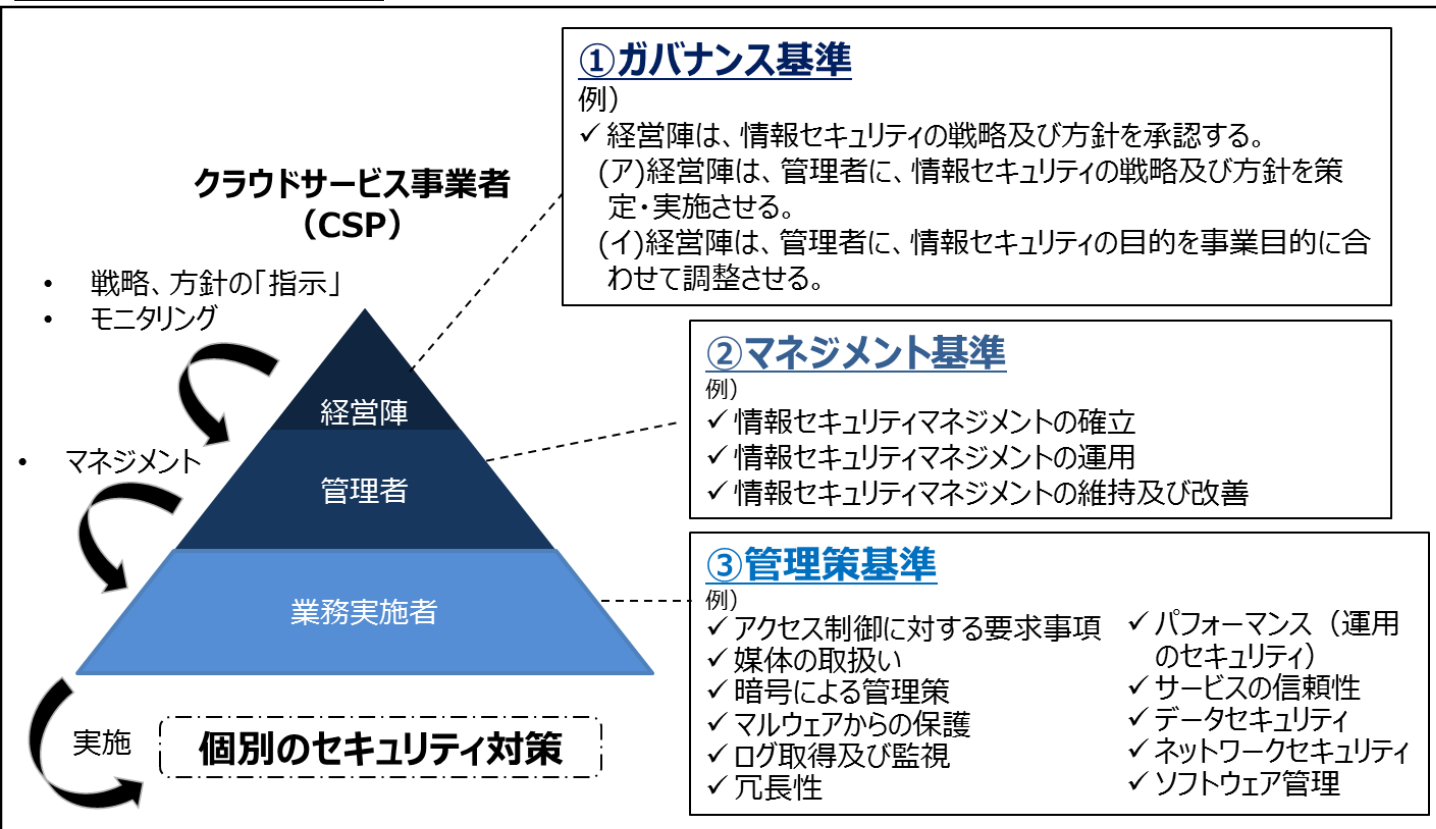
【参考】ISMAPのセキュリティ確保の仕組み

- 本制度は、クラウドサービスの情報セキュリティに関する**JIS Q(ISO/IEC) 27017等を基礎**としてクラウドサービスに係る**統一的なセキュリティ基準（管理基準）**を策定・公表。基準の策定の際には、システム監査にかかる知見者を集めたWGにおいて膝詰めで議論。
- 本制度が選定する**監査主体による監査プロセスを経て、クラウドサービス事業者（CSP）において、管理基準が適切に実施されているかを確認**。毎年、登録簿更新審査を行い、継続的な確認を実施。
- 管理基準では、情報セキュリティマネジメントに加えて、クラウドサービスのパフォーマンス、信頼性、データ、ネットワーク、ソフトウェア等に係る**セキュリティ対策の実装を要求**しており、**監査においてもこれらの実装状況まで確認**を行うこととしている。

CSP登録の流れ



管理基準の構成



【参考】管理策基準のイメージ

- 管理策基準は、統制目標とされる3ケタ管理策 (x.x.x) と、それを達成するための手段となる 詳細管理策である4ケタ管理策 (x.x.x.x) で構成される。
- 原則、3桁管理策を必須、4ケタ管理策は選択性とし、一部の重要な管理策を必須とする。

3桁管理策：統制目標 ※全て必須

| 管理策番号 | 管理策 |
|---------|--|
| 8.1.2 | 目録の中で維持される資産は、管理する。 |
| 8.1.2.1 | 資産の管理責任を時機を失せず割り当てることを確実にするためのプロセスにおいて、資産が生成された時点、又は資産が組織に移転された時点で、適格な者(資産のライフサイクルの管理責任を与えられた個人及び組織)に管理責任を割り当てる。 |
| 8.1.2.2 | 資産の管理責任者は、資産のライフサイクル全体にわたって、その資産を適切に管理することに責任を負う。 |
| 8.1.2.3 | 資産の管理責任者は、資産の目録を作成する仕組みを整備する。 |
| 8.1.2.4 | 資産の管理責任者は、資産を適切に分類及び保護する仕組みを整備する。 |
| 8.1.2.5 | 資産の管理責任者は、適用されるアクセス制御方針を考慮に入れて、重要な資産に対するアクセスの制限及び分類を定め、定期的にレビューする。 |
| 8.1.2.6 | 資産の管理責任者は、資産を消去又は破壊する場合に、適切に取り扱う仕組みを整備する。 |

4桁管理策：手段 ※原則選択性。全て必須に規定してしまうと、動的な変化への対応が困難。